

第11回生活保護に関する追加

第11回の生活保護に関して
国籍要件の詳細を追加します。
今後、外国籍の人への生活保護の条件が厳しくなる可能性があるので、ご注意下さい。

1

外国人は生活保護を受けられるか？ 【Google AIの回答】

在留外国人も、永住者、定住者、日本人の配偶者等、特別永住者、難民認定者など、日本社会に定着している特定の在留資格を持ち、生活に困窮している場合は、日本人と同様の要件（資産・能力の活用など）で生活保護（生活保護法に準じた保護）を受けられる可能性がありますが、法律上の権利（すべての国民＝日本国籍を有する＝国籍要件を満たす場合のみ）ではなく人道上の行政措置です。一方、技能実習生や留学生など「働くための在留資格」を持つ外国人は、生活保護の対象外です。

*滞在ビザがあれば生活保護に準じた保護を行政措置として受けられる。が、就労ビザ・留学生ビザの場合はビザが取り消しとなり帰国。
*生活保護受給目的で入国というのは原理的に無理。基本的に他の国でも同じ。

3

第5節 生活保護制度の概要

2. 生活保護制度の概要

【2】生活保護の基本原理 ここ確認のこと

①国家責任の原理（生活保護法第1条）

憲法25条に規定された基本的人権としての生存権を国の責任において保障する＝全額公費負担・税財源。

②無差別平等の原理（生活保護法第2条）

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別平等に受けることができる。
＝身分・年齢・性別・宗教・思想信条・困窮の原因に関わらない。
⇒自己破産・出所者・（外国人＊行政上の措置）などもOK

③最低生活保護の原理（生活保護法第3条）

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
⇒クーラー／自家用車／スマホ／PCは

2

第14/15回まとめ 後期試験問題の特徴と対策

社会保障 II
2月2日
3限目 13:00～14:30
講義室 304
担当：原 優彦

5

今日のお話 その1

最終回なので、後期試験問題の特徴と対策についてお話し、後期の社会保障IIのまとめとします。

なお、教科書の第6章の諸外国における社会保障制度は時間の都合もあり割愛しますが、諸外国の制度を眺めてみることで、日本の制度の特徴が逆にはつきりしてくるので、よく読んでみて下さい。

また今年度は4年生対象に第38回社会福祉士国家試験2026年（令和8年）2月1日（日曜日）に向けて、社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目の⑤「社会保障」についてという講義を行ったので、その一部を活用して後期試験対策とします。

6

5

6

1

今日のお話 その2

具体的には

1. 後期試験問題の範囲と内容
2. 国試：オススメの解答テクニック
3. 過去問（第37回）にトライ
4. 過去問の答え合わせ+解説
5. オマケの過去問（第36回）2つ

7

1. 後期試験問題の範囲と内容

教科書の第5章社会保障の体系 (p.114—p.237)
今年度は、国試対策に重点をおいているので、
最新の2025年（R6）の社会福祉士国試の問題（8問を中
心に出題する関係で、一部、前期の範囲に入る問題もあ
るが、すでに前期試験でやった問題なので、以下の解説
をよく読んでおけば、大丈夫。

ただし、問題や正解の選択肢は変更するので、過去問そ
のままではありませんのでご注意下さい。

★後期試験対策としては、この過去問解説をよく読んで、
わからないところや気になる点について、自分で
GoogleAIなどを使い調べる+自分のRAPの解答の間違い
を確認すると良いでしょう。

8

2. 国試：オススメの解答テクニック

1. 一問あたり1分30秒程度でリズム良く解答する。
2. 問題の頭をよく読み、正解の数（1つか2つ）とキーワードをチェックする。**注などにヒントあり。**
3. 1から5までの選択肢を順に読み、キーワードとの関係
で間違いと思われるものに×、迷ったら△、明らかに正
しいと思うものに○をつけ、最後の選択肢までチェック。
4. **明らかな○があれば、迷わず正解とする。**なければ△の
中から正解を選ぶ。○が正解の数と一致すれば、その番
号を転記する。全部△なら、他の選択肢と1つだけ違っ
ているか、一番、もっともらしいものを直感的に選ぶ
5. 転記し終わったら、次の問題へ

★各選択肢が×である確率は80%、○は20%、消去法で選
択肢を絞れば当たる確率は高くなる！

9

* 社会保障分野の正答パターン

1. 5つの正解の選択肢⇒正解を決めて、残りの選択肢の
一部を変更して不正解にしている。
 2. 正解○の選択肢は、比較的シンプルで、疑問の余地の
ないものが多い。これに対し、不正解×の選択肢は、もっ
ともらしいが、細部の知識がないと確信を持って×に出来
ないケースが多い。
 3. 部分的に正解だが、よく読むと不正解が大部分。年次
が明記（年次は○だが内容で×）
 4. 常識的・感覚的に無理X、迷ったら△、迷いなし○
 5. 全部、△・×の場合は、他と比べて違うものを選ぶ
(*注釈あり、年次がある、またはない)。
- *歴史もの・人口ものがなくなり、社会保障IIの年金・健康
保険・労災保険・雇用保険などの問題が増える傾向がある。
*第37回から問題数が6から9となった=第38回も類似した
問題になると思う。

10

3. 過去問（第37回）にトライ。

9問×1.5分＝12分

時間が来るまでに解答して下さい。

11

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障 (28から36) 8問

問題28 事例を読んで、社会保険制度の加入に関する次の記述の
うち、正しいものを1つ選びなさい。

[事例]

Aさん（23歳）は常勤の国家公務員である。Aさんの配偶者であ
るBさん（18歳）は無職であり、Aさんに扶養されている。

- 1 ○ Aさんは厚生年金保険の被保険者である。
- 2 △ Aさんは介護保険の第二号被保険者である。
- 3 × Aさんは雇用保険の被保険者である。
- 4 △ Bさんは健康保険の被保険者である。
- 5 × Bさんは国民年金の第三号被保険者である。

ヒント：日本に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は國
民年金か厚生年金に加入。Aさんは公務員なので厚生年金

12

11

2

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題28 Aさん（23歳）は常勤の国家公務員である。Aさんの配偶者であるBさん（18歳）は無職であり、Aさんに扶養されている。

1 ○Aさんは厚生年金保険の被保険者である。

以前、公務員は共済年金だったが、2015年（平成27年10月）に被用者年金一元化法が施行され、**共済年金は厚生年金と統一**。現在国家公務員であるAさんは厚生年金保険の被保険者となります。

2 Aさんは介護保険の第二号被保険者である。介護保険の第二号被保険者は**40歳以上64歳以下**

3 Aさんは雇用保険の被保険者である。**公務員は雇用保険に適用対象外**

4 Bさんは健康保険の被保険者である。**公務員共済の被保険者の扶養家族**

5 Bさんは国民年金の第三号被保険者である。Bさんは18歳（年金加入は20歳から60歳まで）

13

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題29 日本の社会保障の歴史に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1 △ 第二次世界大戦後間もなく、**児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法**が制定され、福祉三法の体制が確立した。

2 △ **厚生年金保険法の改正により**、1961年（昭和36年）に国民皆保険が実現した。

3 △ **ひとり親世帯を対象とする手当の支給のために**、1971年（昭和46年）に児童手当法が制定された。年次は○だが、子ども3人以上

4 ×**老人医療費の無料化が1982年（昭和57年）の老人保健法の制定により行われた。★老人医療無料化の廃止**

5 ○2000年度（平成12年度）から、新しい社会保険制度として、介護保険法が施行された。

14

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

1 第二次世界大戦後間もなく、**児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法**が制定され、福祉三法の体制が確立した。★「**生活保護法**」

2 **厚生年金保険法の改正**により、1961年（昭和36年）に国民皆保険が実現した。年次は○だが、「**国民健康保険法**」の制定

3 **ひとり親世帯**を対象とする手当の支給のために、1971年（昭和46年）に児童手当法が制定された。年次は○だが、子ども3人以上

4 **老人医療費の無料化が1982年（昭和57年）の老人保健法の制定により行われた。★老人医療無料化の廃止**

5 ○2000年度（平成12年度）から、新しい社会保険制度として、介護保険法が施行された。

★介護保険制度の施行は2000年からと覚えること。すでに25年以上経過、2025年問題（75歳後期高齢者の急増期に入りました）。後期高齢者医療制度は、2008年（平成20年）4月で、医療保険の方の対応の方が後。

15

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題30 「令和3年度社会保障費用統計」（国立社会保障・人口問題研究所）による社会保障の費用等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1 △ 2021年度（令和3年度）の社会保障給付費の総額は**160兆円**を超過している。

2 ○2021年度（令和3年度）の部門別（「医療」、「年金」、「福祉その他」）の社会保障給付費のうち、「**福祉その他**」の割合は、**2割**を超過している。

3 ×2021年度（令和3年度）の政策分野別社会支出の割合が**最も大きいのは「家族」**である。

4 ×2021年度（令和3年度）の社会保障財源における公費負担の割合は、**社会保険料の割合よりも大きい**。

5 ×2020年度（令和2年度）の日本の社会支出は、対国内総生産比でみると、○ E C D 加盟国の中で**最も大きい**。

ヒント：社会保障給付費の割合、年金45%医療35%福祉その他25%、でGNP比22%140兆円（2025年）です！

16

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

1 2021年度（令和3年度）の社会保障給付費の総額は**160兆円**を超過している。**140兆円**。まだそこまでは行ってない！

2 2021年度（令和3年度）の部門別（「医療」、「年金」、「福祉その他」）の社会保障給付費のうち、「**福祉その他**」の割合は、**2割**を超過している。**年金45%医療35%福祉その他25%**なので2割は超えてる

3 2021年度（令和3年度）の政策分野別社会支出の割合が最も大きいのは「**家族**」である。政策分野別社会支出のうち、最も割合が大きいのは「**保健**」であり、**全体の42.3%**。

4 2021年度（令和3年度）の社会保障財源における公費負担の割合は、**社会保険料の割合よりも大きい**。公費負担の割合は**40.4%**（66兆1080億円）社会保険料は**46.2%**（75兆5227億円）

5 2020年度（令和2年度）の日本の社会支出は、対国内総生産比でみると、○ E C D 加盟国の中で最も大きい。**一番はフランス**。日本はどうちらかといえば、真ん中より低い方

17

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題31 社会保障の給付に係る國の負担に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1 ×基礎年金の給付費の3分の2を負担する。半分

2 ×年金生活者支援給付金の費用の2分の1を負担する。全額

3 ×介護保険の給付費の2分の1を負担する。公費は2分の1だが

4 ○児童扶養手当の費用の3分の1を負担する。

5 ×生活保護費の2分の1を負担する。國の負担は3/4？

ヒント：給付金は原則公費負担で國>地方。保険は保険料+公費（國>地方）

18

3. 過去問の答え合わせ+解説

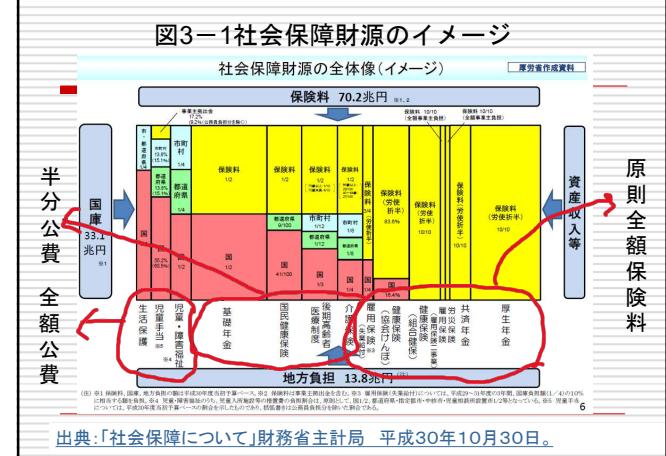
①第37回社会保障（28から36）8問

問題31 社会保障の給付に係る国^{の負担}に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 基礎年金の給付費の3分の2を負担する。×**国は基礎年金の給付費の2分の1を負担しています。**
- 2 年金生活者支援給付金の費用の2分の1を負担する。×**年金生活者支援給付金の支給に要する費用は、全額国の負担**
- 3 介護保険の給付費の2分の1を負担する。×**介護保険の給付費のうち、国が負担しているのは全体の4分の1です。**
- 4 ○児童扶養手当の費用の3分の1を負担する。以前は2分の1だったが令和5年4月1日から
- 5 生活保護費の2分の1を負担する。国の負担は4分の3

ヒント：給付金は原則公費負担で国>地方。保険は保険料+公費（国>地方）

19



20

社会保障の財源：国の負担が重い順に並べると

1. 生活保護・児童手当：全額公費（国3/4・地方1/4）
2. 児童・障害者福祉：全額公費（国1/2・地方1/2）*例外：児童扶養手当 国1/3 R5から
3. 基礎年金：半分公費（国50%）保険料50%
4. 介護保険：半分公費（国25%、都道府県12.5%県、市町村12.5%）半分保険料（40~64/65+）
5. 後期高齢者医療保険：半分公費（国25%、都道府県12.5%県、市町村12.5%）保険料（後期高齢者支援金40%、後期高齢者の保険料10%）

21

社会保障の財源：国の負担が重い順に並べると

5. 国民健康保険（国保）：保険料40%・自己負担12%・公費40%（国25%・地方13%）
6. 雇用保険：保険3/4（労使折半）、国1/4
7. 協会けんぽ：保険料83.6%（労使折半）、国16.4%。*健康保険の例外

健康保険（健保）・共済年金・厚生年金などは公費0%で、労使折半・労災保険・雇用保険（雇用2事業）は雇用者全額負担

22

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題32 事例を読んで、社会保険の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- [事例] Aさん（47歳）は、大学卒業と就職氷河期が重なったことにより、正社員として就職することができず、現在に至るまでアルバイトとして働いている。Aさんは7歳の子と二人で暮らしている。被用者保険の適用拡大によって、それまで国民健康保険の被保険者だったAさんは初めて**健康保険の被保険者となった**。これにより、Aさんの状況はどのように変化するか。
- 1 ○新たに国民年金の第二号被保険者となる。
 - 2 ×児童手当の支給額が増額される。
 - 3 ×新たに労働者災害補償保険が適用される。
 - 4 ×新たに介護保険の第二号被保険者となる。
 - 5 ×健康保険の保険料を、Aさんが3分の2、事業主が3分の1を負担することになる。

ヒント：新たに！=健康保険=厚生年金=国民年金の第2号被保険者

23

**要注意、介護保険の第1号は65歳以上
第2号は40-65歳、第3号はない！**

国民年金・厚生年金

- 第1号被保険者：自営業・学生・無業その他
- 第2号被保険者：雇用者（厚生年金など）
- 第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者

国民健康保険（国保）・健康保険（健保）

- 第1号被保険者：本人
- 第2号被保険者：第1号被保険者の被扶養者

***介護保険はいずれも本人のみで、第1号被保険者（65歳以上）・第2号被保険者（40歳-65歳）**

24

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題33 公的年金の給付に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 ×老齢厚生年金は受給者が請求の手続きをとらなくても、支給開始年齢に達すれば自動的に支給が開始される。*申請しないとダメ
- 2 ○老齢厚生年金を受給しながら就労する場合、収入によっては老齢厚生年金の一部又は全部の支給が停止される場合がある。
- 3 ×老齢基礎年金は、繰上げ受給又は繰下げ受給を選択できるが、いずれを選択しても受給額は変わらない。*変わらないなら意味なし
- 4 ×障害基礎年金の受給者が遺族基礎年金の受給要件を満たした場合、両方の年金を受給することができる。*差額のみ支給
- 5 ×国民年金には、第三号被保険者を対象とする独自の給付として、付加年金がある。*第3号被保険者は国民基礎年金を受給。

ヒント:私(高齢再雇用=厚生年金の一部の支給が停止しています

25

国民年金の第3号被保険者とは？

国民年金の第3号被保険者=厚生年金に加入している会社員・公務員(第2号被保険者)に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者(事実婚関係にある人も含む)

【主な特徴】保険料の納付が不要: 保険料は第2号被保険者全体で負担。将来の老齢基礎年金の受給額に反映【対象条件】年齢: 20歳以上60歳未満。第2号被保険者(配偶者)の被扶養者。年収が130万円未満+配偶者(第2号被保険者)の年収の2分の1未満。*失業給付や公的年金、傷病手当金なども収入に含まれる。【手続き】届出が必要: 扶養に入るときや扶養から外れるとき: 手続きは扶養者(第2号被保険者)の勤務先経由。届出期限: 事実発生日から14日以内。

ヒント:いわゆる「年収130万円の壁」は被扶養者になるかどうか？

26

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題34 事例を読んで、Aさんに適用される社会保険制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例] Aさん（55歳）は配偶者のBさんと離婚した。Aさんは離婚以前、国民年金の第三号被保険者及び健康保険の被扶養者であった。二人の間に子はおらず、Aさんは、現在、単身で暮らしている。離婚時に年金分割の手続きは済ませている。

- 1 ×離婚前は、Bさんが、Bさん自身の厚生年金保険料に加えて、Aさんの国民年金保険料を納付していた。
- 2 ×Aさんは、離婚前に被扶養者の認定を受けていた健康保険の任意継続被保険者となることができる。
- 3 ×Aさんは、離婚の前後を通じて介護保険料を市町村から直接徴収されている。
- 4 ○Aさんは、分割した年金記録に基づく老齢厚生年金を、自身の支給開始年齢に達するまでは受給できない。
- 5 ×Aさんは、国民年金保険料の納付猶予制度を利用することができない。

ヒント:4のみが年金支給開始年齢の話

27

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題35 雇用保険制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 ×基本手当の支給に係る失業の認定は、労働基準監督署において行われる。*雇用保険はハローワーク！
- 2 ×基本手当の所定給付日数は、被保険者期間には関係なく決定される。*関係ないはずない。
- 3 ○高年齢求職者給付金は、失業し、一定の要件を満たした高年齢被保険者に支給される。*特に問題のない記述
- 4 ×介護休業給付金では、介護休業開始時の賃金の50%相当額が支給される。*低過ぎ？休業開始時賃金日額の67%
- 5 ×出生時育児休業給付金は、産後休業中の労働者に対して支給される。*出生時？産後？労働者？。

ヒント:男性従業員が産後パパ活休（出生時育児休業）を取得

28

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題36 雇用保険制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 ×基本手当の支給に係る失業の認定は、労働基準監督署において行われる。*雇用保険はハローワーク！
- 2 ×基本手当の所定給付日数は、被保険者期間には関係なく決定される。*関係ないはずない。
- 3 ○高年齢求職者給付金は、失業し、一定の要件を満たした高年齢被保険者に支給される。*特に問題のない記述
- 4 ×介護休業給付金では、介護休業開始時の賃金の50%相当額が支給される。*低過ぎ？休業開始時賃金日額の67%
- 5 ×出生時育児休業給付金は、産後休業中の労働者に対して支給される。*出生時？産後？労働者？。

ヒント:男性従業員が産後パパ活休（出生時育児休業）を取得

29

3. 過去問の答え合わせ+解説

①第37回社会保障（28から36）8問

問題36 諸外国における公的医療と公的年金の制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1.△フランスの公的医療保険は、制度創設以来、外来診療については現物給付を原則としている。*どこでも治療は現物給付
- 2.△ドイツの公的年金制度は、全国民共通の一元的な所得比例年金の構造となっている。*歴史的経緯からして無理？
- 3.△スウェーデンの公的年金制度は、完全積立の財政方式をとっている。*そんな国はまずない！
- 4.○イギリスでは、租税を主財源とする医療サービスにより公的医療を保障している。NHS (National Health Service)
- 5.△アメリカでは、邦政府運営の公的医療保険によって国民皆保険を実現している。オバマケアはうまく行ってない。

ヒント:イギリスは医療費が無料だが、公的医療保険で治療を受けるには長いこと待たなければならない。

30

問題36 諸外国における公的医療と公的年金の制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. フランスの外来診療は、一度全額自己負担となり、後で還付される償還払いの方式
2. ドイツの公的年金制度は、社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立
3. スウェーデンの公的年金制度は、完全積立の財政方式をとっている。賦課方式部分と積立方式部分十低・無年金者に税財源とする保証年金
4. イギリスでは、租税を主財源とする医療サービスにより公的医療を保障している。自由診療のプライベート医療サービスと国民保険サービス（全額公費）
5. アメリカでは、連邦政府運営の公的医療保険によって国民皆保険を実現している。65歳以上十障がい者「メディケア」、低所得「メディケイド」の2種類

31

②第36回社会保障(49から55) 6問

2問だけ、一緒にやってみましょう！

32

3. 過去問(R5)のCheckと解説
第36回(令和5年度)社会福祉士国試

問題49 「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 2020年から2045年にかけて、0～14歳人口は増加する。
- 2 2020年から2045年にかけて、高齢化率は上昇する。
- 3 2020年から2045年にかけて、15～64歳人口は増加する。
- 4 65歳以上人口は、2045年には5,000万人を超えている。
- 5 2020年から2045年にかけて、総人口は半減する。

(注) 「国立社会保障・人口問題研究所の人口推計」とは、「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位(死亡中位)の仮定の場合を指す。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

33

【解説】問題49

1. 0～14歳人口は2070年まで減少していくと推計しています。
2. 高齢化率は、2070年まで上昇すると推計しています。
3. 15～64歳人口は、2070年まで減少すると推計しています。
4. 2045年の65歳以上人口は、約4,000万人と推計しています。
5. 2045年の人口は、約1億人と推計しています。

□ 正解：2

□ 基本的に少子高齢・人口減少はまだ続くので、増加するのは高齢者ぐらいだが、それもいずれは減少に転じる。しかし、高齢化率はなおしばらく上昇して40%の手前で停滞する。人口減少は続くが今のところ世纪末でも半減するところまでは行かない。

*迷ったら2だけが高齢化率で後は実数である点に着目するといい手もある。

34

3. 過去問(R5)のCheckと解説
第36回(令和5年度)社会福祉士国試

問題50 出産・育児に係る社会保障の給付等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 「産前産後期間」の間は、国民年金保険料を納付することを要しない。
- 2 出産育児一時金は、産前産後休業中の所得保障のために支給される。
- 3 育児休業給付金は、最長で子が3歳に達するまで支給される。
- 4 児童手当の費用は、国と地方自治体が折半して負担する。
- 5 児童扶養手当の月額は、第1子の額よりも、第2子以降の加算額の方が高い。

(注) 「産前産後期間」とは、国民年金の第1号被保険者の出産予定期又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定期又は出産日が属する月の3ヶ月前から6か月間)を指す。

★上から読んで行くので、○だと思ったら手を上げる！

35

【解説】問題50

出産や育児に関する社会保障の給付等については様々なものがあります。給付等の名称も似通ったものがありますので、整理しておきましょう。

1. 産前産後期間の国民年金保険料は、納付が免除されることになっています。
2. 出産育児一時金は、出産費用等を給付するもので、所得保障のために支給されるものではありません。
3. 育児休業給付金は、子が2歳に達するまで支給されます。
4. 児童手当の費用の負担割合は、国が2/3、地方自治体が1/3を負担します
5. 児童扶養手当の月額は、第1子の額が第2子以降の加算額よりも高く設定されています。

□ 正解：1

注意：児童手当の費用の負担割合は2026年度から大きく変わる。

36

2026年度4月からの新制度「子ども・子育て支援金」が始まる！

- 徴収方法：公的医療保険（健康保険、国民健康保険など）の保険料に上乗せして徴収されます。
- 2026年度の徴収目安：被保険者1人あたり平均で月額300円程度から始まり、2028年度にかけて段階的に引き上げられる予定です。

37

37

第6節 社会手当制度の概要 2.児童手当

3歳未満：

被雇者=支援納付金3/5+事業主2/5

非被雇者=支援納付金3/5+国4/15+地方2/15

3歳以降：

被雇者=支援納付1/3+国4/9+地方2/9

非被雇者=支援納付1/3+国4/9+地方2/9

*ただし、公務員は所属庁が全額負担する。

財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金、こども・子育て支援納付金で構成。						
	被用者	事業主	支援納付金	国	地方	公務員
3歳未満	支援納付金(※) 3/5	事業主 2/5				
3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	所属 10/10

※子ども・子育て支援納付金の収納が満年齢化するまでの間、つなぎとして子ども・子育て支援特別公債を発行。

38

社会保障の講義はこれで終わりですがおまけがあります。

皆さんが社会福祉士の国試を受験するのは2028年1月？。それまで他の科目をしっかり勉強して下さい（細かいことを覚える必要はありません）。
2027年の秋頃から過去問のチェックをやり、最新の動向を確認して下さい。友達同士、助け合って全員合格をめざしましょう！

社会保障については、伊藤周平（2026）「日本の社会保障」ちくま新書 1300円がオススメです。これを読みながら疑問が浮かんだらネットでチェックすれば完璧です。

39

39

お知らせ

- ・定期試験：2月9日（月）ではなく
2月4日（水）9：30-11：00 302
- ・採点：当日の午後の予定
- ・60点以下は再試レポートになります。

40